志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第３回臨時教育委員会

１．招集年月日　　平成３０年１１月２０日（火）

１．開催年月日　　平成３０年１１月２７日（火）

１．開催場所　　志摩市役所６階６０１会議室

１. 招集をした者　　筒井　晋介

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼教育総務課長　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局学校教育課長　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  閉　会 | 開会時間　９時　０５分  議案第５６号　志摩市教育委員会教育長職務代理者の指名について  議案第５７号　志摩市教育委員会委員席次の決定について  会議録署名委員の指名について  議案第５８号　平成３１年度三重大学教育学部推薦入試（地域推薦）推薦者の  　　　　　　　決定について  その他協議・報告案件について  閉会時間　９時　２５分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長  森委員  教育長  **日程第１**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  教育長職務代理者  **日程第２**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長 | 定刻となりましたので、ただいまより、平成３０年教育委員会第３回臨時会を始めます。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **議　事　の　大　要**  このたび、森委員が再任されましたので、教育長職務代理者の指名及び教育委員の席次をお諮りするための臨時会です。それでは、再任されました森委員から再任の御挨拶をいただきたいと思います。  改めましておはようございます。先ほど市長様より教育委員の辞令を拝受してまいりました。引き続きということで、重責を感じながら身の引き締まる思いでいます。子どもにとって、子どもたちのために、学校教育が、就学前教育が、子育てが、さらに充実・発展していけるよう務めていきたいと思います。教育長様初め教育委員会事務局の皆様、教育委員の皆様、お世話になりますけどもこれからも御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。  また４年間、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。  それでは、議事に入りたいと思います。  定例の教育委員会では、議事録署名委員の指名をまず日程第１にて指名していますが、本日の臨時会では日程第２で教育委員の席次を決定した後に、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思いますので、御了解願いたいと思います。  **議案第５６号　志摩市教育委員会教育長職務代理者の指名について**  日程第１　議案第５６号　志摩市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題とします。資料をごらんください。これについて、事務局より説明をいたします。  それでは、議案第５６号　志摩市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを御説明いたします。  教育長の職務代理者を指名することにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項に基づきまして、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長に代わってその職務を行う者を指名する。」とあり、志摩市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則第２条では「教育長は、志摩市教育委員会の会議において、委員のなかから職務代理者を指名する」と規定をされておりますので、教育長から御指名をお願いしたいと思います。  引き続きまして、職務代理者に濵口委員を指名させていただきます。承認される方は挙手を願います。  （挙手）  全員挙手のため議案第５６号は可決されました。濵口委員、またよろしくお願いしたいと思います。それでは、教育長職務代理者となりました濵口委員より就任の挨拶を願います。  おはようございます。引き続き職務代理者に指名を受けましたので、教育の政治的中立、その継続と独立性自主性を守り、皆さんの指導協力を得て、志摩市の教育発展のため、少しでも役に立てるよう、頑張りたいと思います。よろしくお願いします。  **議案第５７号　志摩市教育委員会委員席次の決定について**  日程第２に入ります。議案第５７号　志摩市教育委員会委員席次の決定についてを議題とします。資料をごらんください。議案第５７号　志摩市教育委員会委員席次の決定について提案説明を事務局から行います。  それでは、議案第５７号　志摩市教育委員会委員席次の決定について、御説明いたします。これまでの慣例では、教育長職務代理者が１番で、委員年数が長い委員順に２番、３番としておりました。今回も慣例に倣いたいと思いますが、教育長職務代理者を１番として、あとは委員年数の長い方からの席次で提案をさせていただきたいと思います。以上です。  以上、説明がありましたが、質疑を求めます。  （特になし）  質疑ないようです。では、議案第５７号について、事務局の提案どおり、１番　濵口委員、２番　森委員、３番　山下委員、４番　森本委員ということに、承認される方は挙手を願います。  （挙手）  全員挙手ということで、議案第５７号については可決されました。  **会議録署名委員の指名**  続きまして、日程第３に入っていきます。会議録署名委員の指名については、日程第２で席次の決定に基づいて、本日の会議録署名から、１番の濵口委員から順番にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。次に進めます。  **議案第５８号　平成３１年度三重大学教育学部推薦入試（地域推薦）推薦者の決定について**  日程第４　議案第５８号　平成３１年度三重大学教育学部推薦入試（地域推薦）推薦者の決定についてを議題とします。４ページをごらんください。  議案第５８号　平成３１年度三重大学教育学部推薦入試（地域推薦）推薦者の決定について。資料については当日配付です。では、事務局より説明を求めます。  教育総務課です。よろしくお願いいたします。本日お配りしました資料で説明をさせていただきます。昨年度から、三重大学教育学部で地域推薦ということで南部地域の高等学校に通う、南部地域に住所を置く生徒を三重大学教育学部のほうで地域推薦ということで受け入れをしていただくということになります。その際には、各市町の教育委員会が推薦をするということになっておりますので、昨年度はお一方も御希望される方がいなかったのですが、今年度、志摩高校に在籍しております生徒がこの地域推薦を受験するということで、志摩市のほうへも推薦の依頼がありました。  １１月２１日に面接選考会を開催しました。教育長と濵口職務代理者、あと志摩小学校の校長先生の三方に面接官をしていただきまして面接を行いました。こちらにつきましては、三重県南部地域の小学校教育に高い関心と強い意欲を持ち、将来、教員として三重県の南部の市町に定着する意思の強い者、あと、三重大学教育学部推薦入試に係る過程の学生としてふさわしい意欲・資質・適性を備えている者、以上の点について志摩市教育委員会が面接選考によって評価を行い、推薦するということになっております。面接の結果としましては、資料の２枚目のほうで、審査結果表をつけさせていただいております。お三方とも非常に高い点数をつけていただいて、非常に優秀な生徒ということで、教育委員会としましても推薦として決定をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  説明がありましたが、質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。  （特になし）  質疑ないようです。では、議案第５８号について、承認される方は挙手を願います。  （挙手）  全員挙手ということで、議案第５８号については可決されました。  **その他協議・報告案件について**  日程第５に進めてまいりたいと思います。日程第５　その他について、何か報告事項はございませんでしょうか。はい。どうぞ。  学校教育課のほうから報告を申し上げます。教育総合センターに関することですけども、総合教育センター設置関連例規を、前回の教育委員会において規則等の制定、改正について上程させていただきました。総合教育センターの位置づけにつきましては学校教育課の配下という形で、また、センター長につきましても臨時的任用職員ということで進めさせていただいておりましたことから、前回の規則改正制定ということで上げさせていただき、御承認いただいたところですけども、さきの議会全員協議会におきましてセンター長の位置づけとか、センターの位置づけとか、センター長の権限、重要性というところで御意見をいただきまして、議員のほうに意見をいただきまして、再度検討するというようなことになりました。そこで、再度総合教育センターにつきまして検討を行いまして、現在、センター長につきましては管理職を、また、センターにつきましては教育委員会の課のレベルでの位置づけということで進めておるところでございます。そのため、前回の教育委員会で御承認いただきました例規の中で、一つ目に、志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則、二つ目に臨時的任用職員の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則、三つ目に志摩市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、この三つにつきまして変更する部分が出てくるということから、再度、内容について整理させていただきまして、もう一度、できるだけ早い時期に議案として上げさせていただき、御承認を得たいというふうに考えておりますので、ここで御報告させていただきます。よろしくお願いします。  ほかにはありませんでしょうか。経緯について若干補足をしますとね、やっぱりうちの学校教育課の傘下におさまるという形で最初は組んでいたのですね。それも予算措置の問題で、予算をなるべく安く上げたいという、そういう思いからさせていただいたというのが一つあったのですね。ところがよく考え、諸般の声も拾ってみますと、それではなかなか統括しにくいだろうと。学校教育課一課でセンターを統括していくのはなかなか難しいという声もありましたし、それから決裁権の問題が生じてきますよね。臨時職員には決裁権はありませんね。決裁はできません。その関係でもう一度見直しをかけたらどうかというお声も頂戴しました。ということで、これ、今、案を立てている段階ですけども、例えば一つの例として、今の３課にプラスアルファして総合教育センターを置いて、並立させていく。そういうシステムに変えていきたいということで、今、検討しているということですね。早い段階でまた皆さんにお諮りしながら、決まり次第また提示したいということでございます。ほか、事務局よろしいか。なさそうですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたします。これで平成３０年教育委員会第３回臨時会を閉会します。御苦労さまでした。 |